

弁護士費用等補償特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
原動機付自転車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいいます。
自動車事故	日本国内において保険証券記載の保険期間中に発生した次のいずれかに該当する偶然な事故をいいます。 ア. 自動車（注）の所有、使用または管理に起因する事故 イ. 自動車（注）の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または自動車（注）の落下 （注）自動車 原動機付自転車を含みます。
対象事故	次のいずれかに該当する被害が生じたことをいいます。 ア. 自動車事故によって被保険者の生命または身体が害されること。 イ. 自動車事故によって次のいずれかに該当する財物が滅失、破損または汚損されること。 (ア) 契約自動車および契約自動車に積載されている財物 (イ) 被保険者が所有、使用または管理する(ア)以外の財物
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。
賠償義務者	被保険者（注）から対象事故により法律上の損害賠償請求を受ける者をいいます。 （注）被保険者 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
弁護士費用等	次の費用をいいます。ただし、法律相談料を除きます。 ア. 弁護士、司法書士、行政書士、裁判所またはあっせんもしくは仲裁を行う機関（注）に対して支出した弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬、訴訟費用または仲裁、和解もしくは調停に要した費用 イ. その他権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用 （注）あっせんもしくは仲裁を行う機関 申立人の申立に基づき和解のためのあっせんまたは仲裁を行うことを目的として弁護士会等が運営する機関をいいます。

法律相談料	<p>法律上の損害賠償請求に関する次の行為の対価として生じた費用をいいます。</p> <p>ア. 弁護士が行う法律相談</p> <p>イ. 司法書士が行う、司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条（業務）第1項第5号および同項第7号に規定する相談</p> <p>ウ. 行政書士が行う、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の3第3号に規定する相談</p>
-------	--

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、対象事故により、被保険者（注1）が(2)に定める費用を負担することによって被る損害に対して、この特約および普通保険約款基本条項の規定に従い、保険金を支払います。
- (2) この特約により保険金の支払対象となる費用は、対象事故による賠償義務者に対する法律上の損害賠償請求に伴い被保険者（注1）が負担した弁護士費用等および法律相談料とします。ただし、当社の同意を得て支出した費用に限ります。
- (3) 当社は、(2)の費用のうち普通保険約款賠償責任条項において支払われるものがある場合には、その費用に対しては保険金を支払いません。

（注1）被保険者

被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する自動車事故が発生した場合は、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失によって発生した事故
- ② 次のアからウまでのいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア. 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車（注2）を運転している間
 - イ. 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車（注2）を運転している間
 - ウ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で自動車（注2）を運転している間
- ③ 被保険者が、自動車（注2）の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車（注2）に搭乗中に発生した事故
- ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した事故
- ⑤ 被保険者が自動車取扱業者（注3）である場合に、被保険者が業務として受託した契約自動車に搭乗中に発生した事故

（注2）自動車

原動機付自転車を含みます。

（注3）自動車取扱業者

自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車（注2）を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 台風、洪水または高潮
- ④ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ①から⑤までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 被保険者が契約自動車もしくは被保険者が搭乗中の契約自動車以外の自動車（注2）を競技もしくは曲技（注7）のために使用すること、または契約自動車もしくは被保険者が搭乗中の契約自動車以外の自動車（注2）を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において、救急、消防、事故処理、補修、清掃等以外のために使用すること。

（注4）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注5）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注6）核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注7）競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

第5条（保険金を支払わない場合—その3）

当社は、次の①から④までのいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、保険金を支払いません。

- ① 次条(1)①から同④までに規定する者
- ② 被保険者の父母、配偶者または子
- ③ 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務（注8）に従事している場合に限りません。
- ④ 被保険者の使用者の業務（注8）に自動車（注2）を使用している他の使用人。ただし、被保険者がその使用者の業務（注8）に従事している場合に限りません。

（注8）業務

家事を除きます。

第6条（被保険者の範囲）

(1) この特約における被保険者は、次の①から⑥までのいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚（注9）の子
- ⑤ ①から④まで以外の者で、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注10）に搭乗中の者
- ⑥ ①から⑤まで以外の者で、契約自動車の所有者（注11）

(2) (1)の規定にかかわらず、自動車（注2）に極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者を除きます。

（注9）未婚

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

（注10）その装置のある室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

（注11）契約自動車の所有者

次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。

- ① 契約自動車が所有権留保条項付売買契約（注12）により売買されている場合は、その買主
- ② 契約自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- ③ ①および②以外の場合は、契約自動車を所有する者

（注12）所有権留保条項付売買契約

自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

第7条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第8条（損害賠償請求等の通知）

(1) 保険契約者または被保険者（注1）は、被保険者（注1）が対象事故により第2条（保険金を支払う場合）(2)の費用を支出しようとする場合は、当会社に次の①から③までに定める事項について事前に書面で通知しなければなりません。

- ① 賠償義務者の氏名およびその者に関して有する情報
- ② 弁護士費用等または法律相談料の支出先に関して有する情報
- ③ その他当社が必要と認める事項

(2) 次の①または②のいずれかに該当する場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者（注1）が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合
- ② 保険契約者または被保険者（注1）が、正当な理由がなく(1)の書類に事実と異なる記載をした場合

第9条（被保険者の協力）

- (1) 被保険者（注1）は、当会社の求めに応じ、訴訟、仲裁、和解または調停の進捗状況に関する必要な情報を当会社に提供しなければなりません。
- (2) 被保険者（注1）が正当な事由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の対象事故につき当会社が支払うべき保険金の額は、被保険者1名につき下記の金額を限度とします。

区分	保険金の限度額
① 第2条（保険金を支払う場合）(2)の弁護士費用等	保険証券記載の保険金額
② 同条(2)の法律相談料	10万円

- (2) 対象事故にかかわる法律上の損害賠償請求と対象事故以外にかかわる法律上の損害賠償請求を同時に行う場合は、次の算式によって支払保険金の額を決定します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{実際に発生し} \\ \text{た弁護士費用} \\ \text{等または法律} \\ \text{相談料の額} \\ \hline \end{array}
 \times
 \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{対象事故にかかわる法律上の損害賠償責任の額} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{対象事故にかかわる法律} \\ \text{上の損害賠償責任の額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{対象事故以外にかかわる法} \\ \text{律上の損害賠償責任の額} \\ \hline \end{array}} = \text{保険金}$$

- (3) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (4) (3)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の保険契約等の保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{実際に発生した弁護士費用} \\ \text{等または法律相談料の額} \\ \hline \end{array}
 - \begin{array}{|c|} \hline \text{他の保険契約等の保険金または} \\ \text{共済金の額の合計額} \\ \hline \end{array}$$

第11条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、被保険者（注1）が第2条（保険金を支払う場合）(2)の費用を支出した時から発生し、これを行使することができるものとします。

第12条（支払保険金の返還）

当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、被保険者（注1）に支払った保険金について、それぞれ下表に定める額の返還を請求することができます。

区分	当会社が返還を請求することができる額
① 弁護士または司法書士への委任取消等により被保険者（注1）が支払った着手金の返還を受けた場合	返還された着手金の金額に相当する金額。ただし、第2条（保険金を支払う場合）の規定により支払われた保険金のうち、着手金に相当する金額を限度とします。

<p>② 自動車事故に関して被保険者（注1）が提起した訴訟の判決に基づき、被保険者（注1）が賠償義務者からその訴訟に関する弁護士費用等の支払を受けた場合で、次のイの額がアの額を超過するとき。</p> <p>ア. 被保険者（注1）がその訴訟について弁護士または司法書士に支払った費用の全額</p> <p>イ. 判決で確定された弁護士費用等の額と当会社が第2条の規定により既に支払った保険金の合計額</p>	<p>左記イの額から左記アの額を差し引いた超過額に相当する金額。ただし、第2条の規定により支払われた保険金の額を限度とします。</p>
---	---

第13条（運転者限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者限定特約、運転者年齢条件特約および運転者年齢条件の変更予約特約の規定は適用しません。

第14条（普通保険約款の読替え）

この特約については、普通保険約款基本条項＜用語の定義＞「保険金」の規定中、「賠償責任条項」から「事故・故障」「運搬・納車費用」条項」までを「この特約」と読み替えて適用します。

第15条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。